

砂 川 市 訓 令 第 3 9 号

令和 8年 9月 1日

砂川市農業次世代人材投資資金(経営開始資金)交付要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領の一部を改正する訓令

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領（平成24年訓令第32号）を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

資金の交付対象者の要件は、第1号から第15号までの全て又は第16号の要件を満たす者とする。

第2条第2号後段中「なお」を「この場合において」に改め、同号アを次のように改める。

ア 交付対象者が農地の所有権若しくは利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用賃借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）を有している、又は農地の所有者等との間で締結した特定作業受委託契約によって作業の委託を受けていること。

第2条第3号中「こと（）」を「こと。ただし、」に、「除く。）」を「除く。」に改め、同条第5号前段中「資金」を「経営資金」に改め、同号後段中「。なお」を「。ただし」に改め、「（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）」を削り、同条第6号中「に位置づけ」を「に位置付け」に、「又は位置づけ」を「若しくは位置付け」に、「こと。」を「こと又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。）」に改め、同条第8号中「新規就農者育成要綱別記3」を「雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1」に改め、「雇用就農資金」の次に「、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資金」を加え、「（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）」を削り、「過去にも」を「過去に」に改め、同条第9号中「経営継承・発展等支援事業実施要綱」を「新規就農者育成要綱の別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者円滑化対策要綱の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和8年3月31日付け7経営第2990号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱」に改め、同条第16号を削り、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号中「1年目の資金の交付申請を行う日の属する」を「事業実施」に、「3年度前」を「3年前の年度」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号を同条第13号とし、同条第11号本文中「青年等就農計画等の承認申請時において、」を削り、「以下」の次に「（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。）」を加え、同号ただし書中「ただし、」の次に「当該所得が」を、「採択」の次に「及び交付」を加え、同号を同条第12号とし、同条第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月23日付け７経営第2081号農林水産事務次官依命通知）の別記１ 地域農業構造転換支援事業又は別記２ 新規就農者チャレンジ事業による補助金の交付を現に受けていないこと。

第３条第１項中「12万5,000円」を「13万7,500円」に、「150万円」を「165万円」に、「当該」を「交付」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、交付対象者が令和７年度以前に農業経営を開始している場合、同年度以前の農業経営に係る交付金額は１月につき１人当たり12万5,000円とする。

第３条第２項中「併せて」を「合わせて」に改め、同項第３号中「位置づけ」を「位置付け」に改め、同条第３項前段中「位置づけ」を「位置付け」に改め、同項後段中「なお」を「この場合において」に改める。

第５条第１号中「第２条」を「第２条各号」に改める。

第６条中「第６号」の次に「まで」を加える。

別記第１号様式及び別記第３号様式を次のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和８年９月１日から施行し、令和８年４月７日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和７年度以前に、この訓令による改正前の砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領の規定により青年等就農計画等が承認された事業に対する資金の交付については、改正後の第３条第１項を除き、なお従前の例による。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

様

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

北海道農業次世代人材投資事業実施要領の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを保証人の署名又は押印を添えて*1 誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置 <u>付け</u> られている	☐ 位置 <u>付け</u> られる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（就農準備資金交付期間）

年 月 ～ 年 月

6 その他

園芸施設共済等への加入 （園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	☐ 加入している又は加入予定（月） ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による 給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない

青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	☐ 加入している ☐ 加入していない
前年の世帯全体の所得*2	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず、資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は砂川市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐有 ☐無） 【所見】	

7 保証人

住 所 氏 名 電話番号
住 所 氏 名 電話番号

添付書類

別添 1：収支計画

別添 2：履歴書

別添 3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添 4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添 5：経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7：通帳の写し

別添 8：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）

別添 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて、生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付

* 1 青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

* 2 「世帯」とは、本人のほか同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

収 支 計 画

			計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 収 入	〇〇（作目）	経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
農業次世代人材投資資金							
収 入 計①（給付金を除く。）							
			計 画 1 年目	計 画 2 年目	計 画 3 年目	計 画 4 年目	計 画 5 年目
農 業 経 営 費	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
支 出 計 ②							
【参考】設備投資 （内容、金額）							

所得計 ①－②					
---------	--	--	--	--	--

注 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名	印	年 月 日		1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付申請書

年 月 日

砂川市長 様 氏 名
[法定代理人] * 氏 名

砂川市農業次世代人材投資資金（経営開始資金）交付要領第4条第3項の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始資金）の交付を申請します。

交付対象期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯の総所得 ※1 農業経営開始前の所得に限り、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額を記載 ※2	(ア)	円	
今年の交付金額 ※3、4 1月当たり1人につき <u>13万7,500</u> 円（1年につき最大 <u>165</u> 万円）	(イ)	円	
今回の交付申請額		円	
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この1.5倍を記載する。

資金の振込口座(2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。)

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金				店・所		出張所				
	金融機関コード（数字4ケタ）				支店コード（数字3ケタ）						
	預金の種別 (該当のものに○印)		普通預金・当座預金		口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)						
	ゆうちょ 銀行	記号	1	0	番 号 (右づめで記入)		1				
口座名義人		(フリガナ)									
		氏 名									

- 添付書類(2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は添付しなくてもよい。)
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類並びに農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
 - ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し（夫婦で交付申請する場合はそれぞれの書類））
- * 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名、捺印すること。